

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第17号

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例（平成8年静岡県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(返還債務の免除) <b>第2条</b> 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。		(返還債務の免除) <b>第2条</b> 知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者が当該貸付金の種類に応じ同表の右欄に掲げる免除の条件のいずれかに該当する場合には、その返還債務の全部又は一部を免除することができる。	
貸付金の種類	免除の条件	貸付金の種類	免除の条件
(略)		(略)	
静岡県看護職員修学資金	(1) 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する施設を卒業した後、規則で定める施設又は <u>県内の地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に規定する特定町村（以下「対象施設等」という。）</u> において、引き続き5年間看護職員の業務（以下「看護業務」という。）に従事したとき。  (2)～(4) (略)	静岡県看護職員修学資金	(1) 保健師、助産師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）を養成する施設を卒業した後、規則で定める施設又は <u>町において、引き続き5年間（規則で定める場合にあっては、当該修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間）</u> 看護職員の業務（以下「看護業務」という。）に従事したとき。  (2)～(4) (略)
静岡県看護職員特別修学資金	(1) 保健師、助産師又は看護師を養成する学校を卒業した後、 <u>対象施設等</u> において、引き続き5年間看護業務に従事したと	静岡県看護職員特別修学資金	(1) 保健師、助産師又は看護師を養成する学校を卒業した後、 <u>規則で定める施設又は県内の地域保健法（昭和22年法律第101</u>

<p>き。</p>	<p>(2)・(3) (略)</p>		<p>号) <u>第21条第2項第1号</u> に規定する<u>特定町村</u>にお いて、引き続き5年間看 護業務に従事したとき。</p>
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例第2条の静岡県看護職員修学資金（以下「修学資金」という。）の貸与を受けた者及び施行日前に修学資金の貸与を受けていた者で施行日以降引き続き修学資金の貸与を受けるものに係る修学資金の返還債務の免除については、改正後の静岡県貸付金の返還債務の免除に関する条例第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。